

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、予防接種に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関するものであり、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 【1】各種予防接種の案内 【2】予防接種履歴の管理・接種証明書の交付 【3】予防接種による健康被害救済給付
③システムの名称	【1】予防接種システム 【2】共通連携基盤システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1) (※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。令和6年9月30日時点で当区がVRSにおいて管理していた新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録を、当該管理されていた状態のまま保管する機能とし、VRSにおいて論理的に区分された当区の領域において保管される(保管のみ。同年10月1日以降、VRSにアクセス不可)。
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表14の項及び126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項及び153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項及び154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康推進部 感染症対策課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進部 感染症対策課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ② 特定個人情報入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	評価書名	予防接種に関する事務	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（以下「番号法」 という。）第9条第1項及び別表第一の10の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号法」 という。）第9条第1項及び別表第一の10の項並 びに主務省令（※）第10条 ※主務省令：行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号）	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の16の2、 17、18及び19の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の次の項 目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務 省令（※）の該当条項 ・別表第二の16-2、16-3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第12-2条 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第二の次の項 目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務 省令（※）の該当条項 ・別表第二の16-2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第12-2条 ※主務省令：行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第二の主務省令で定める事務及び情報を定 める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	事後	
令和2年3月3日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和1年9月1日現在	事後	
令和2年3月3日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和1年9月1日現在	事後	
令和2年3月3日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	○内部監査	○自己点検 ○内部監査 ○外部監査	事後	
令和2年12月3日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日現在	令和2年9月1日現在	事後	

令和3年9月1日	表紙 特記事項		予防接種に関する事務において、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号の規定に基づき、他の市区町村との間で接種記録情報の情報照会・情報提供を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の10の項並びに主務省令（※）第10条 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の10の項並びに主務省令（※）第10条、第67条の2 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 93の2の項 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	事後	

令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の次の項目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、16-3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第二の次の項目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第二の次の項目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、16-3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 115の2の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第二の次の項目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 115の2の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保健予防課 / 碑文谷保健センター	健康福祉部保健予防課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 / 碑文谷保健センター長	保健予防課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部 保健予防課保健サービス係 / 碑文谷保健センター保健サービス係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 / 〒152-0003 東京都目黒区碑文谷四丁目16番18号	健康福祉部 保健予防課予防接種係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 保健予防課保健サービス係 / 碑文谷保健センター保健サービス係 電話番号(直通) 03-5722-9503 / 03-3711-6446	健康福祉部 保健予防課予防接種係 電話番号(直通) 03-5722-7047	事後	

令和4年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日現在	令和4年2月1日現在	事後	
令和4年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日現在	令和4年2月1日現在	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	【1】予防接種システム 【2】団体内統合宛名システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1) (※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。	【1】保健所システム 【2】共通連携基盤システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1) (※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。	事後	
令和5年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日現在	令和5年9月1日現在	事後	
令和5年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日現在	令和5年9月1日現在	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 【1】	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※2)第9条第1項及び別表第1の10の項 別表第1主務省令(※3)第10条	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※2)第9条第1項及び別表第1の14の項 別表第1主務省令(※3)第10条	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 【2】	【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第1の93の2の項 別表第1主務省令第67条の2	【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第1の126の項 別表第1主務省令第67条の2	事後	

令和5年9月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2の項、17の項、18の項及び19の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2の項及び16の3の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項、24の項、25の項及び26の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項及び23の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和6年9月1日	表紙 特記事項	予防接種に関する事務において、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号の規定に基づき、他の市区町村との間で接種記録情報の情報照会・情報提供を行う。	—	事後	

令和6年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【1】保健所システム 【2】共通連携基盤システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1) (※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。	【1】予防接種システム 【2】共通連携基盤システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1) (※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。令和6年9月30日時点で当区がVRSにおいて管理していた新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録を、当該管理されていた状態のまま保管する機能とし、VRSにおいて論理的に区分された当区の領域において保管される(保管のみ。同年10月1日以降、VRSにアクセス不可)。	事後	
令和6年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※2)第9条第1項及び別表第1の14の項 別表第1主務省令(※3)第10条 【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第1の126の項 別表第1主務省令第67条の2 (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、緊急措置として、情報提供ネットワークシステムによらずに、番号法第19条第16号の規定により、ワクチン接種記録システム(VRS)により接種記録について他の市区町村との間で情報提供・照会を行う。 なお、特定個人情報の取扱いを委託する場合において、当該受託者への特定個人情報を提供する必要があるときは、番号法第19条第6号の規定により行う	番号法別表14の項及び126の項	事後	

令和6年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項、24の項、25の項及び26の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項及び23の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項	事後	
令和6年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保健予防課	健康推進部感染症対策課	事後	
令和6年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	感染症対策課長	事後	
令和6年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	目黒区健康福祉部保健予防課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047	健康推進部感染症対策課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047	事後	

令和6年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	目黒区健康福祉部保健予防課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒 二丁目19番15号 電話:03-5722-7047	健康推進部感染症対策課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒 二丁目19番15号 電話:03-5722-7047	事後	
令和6年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	
令和6年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日現在	令和6年9月1日現在	事後	
令和6年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日現在	令和6年9月1日現在	事後	
令和6年9月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	(項目新設)	事後	